

新型コロナウイルス感染抑止のための動画配信
等に関する連携協定

令和2年12月10日

新型コロナウイルス感染抑止のための動画配信等に関する 連携協定

青梅市（以下「甲」という。）および医療法人社団新町クリニック（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染抑止のための動画その他の情報（以下「動画等」という。）の配信やイベントを連携して行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染抑止のため、甲および乙が連携して動画等の配信を行うことについて必要な事項を定め、もって効果的に新しい生活様式の普及促進を図ることを目的とする。

（呼称）

第2条 甲および乙は、動画等を配信するサイトおよび配信するサービスの呼称を「健康チャンネルおうめ」と定め、当該呼称を動画等にかかる周知その他の関係サービスに使用するものとする。

（甲および乙の役割）

第3条 乙は、乙が製作および配信する動画等について、市民その他の動画等の閲覧者が閲覧、検索しやすいように整理し、乙が管理するWebサイトやSNS（以下「乙のWebサイト等」という。）に掲載するものとする。

2 乙は、前項の規定により乙のWebサイト等に掲載した動画等の内容について、常に最新の情報になるよう努めるものとする。

3 乙は、第1項の規定により乙のWebサイト等に掲載した動画等について、甲が新型コロナウイルスの感染抑止、新しい生活様式の普及促進等の目的で使用するとき、乙の認める範囲内において甲に無償で使用させるものとする。

4 甲は、甲のWebサイトにリンク掲載をするなどの方法により、乙が第1項の規定によりWebサイト等に掲載した情報の発信を行う。

5 甲は、乙が「健康チャンネルおうめ」にかかるイベント等（甲と共催するものを含む。）を実施するとき、甲の認める範囲内において甲の施設を無償で使用させるものとする。

6 甲は、乙が前項のイベント等を実施するに当たって、必要となる関係団体との連絡調整に協力するものとする。

(免責)

第4条 甲は、甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き、乙のWebサイト等に掲載された動画等に関して事故等があっても、その責めを負わない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲または乙からの申出がない限り、本協定は同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲および乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年12月10日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 浜 中 啓 一

乙 住 所 青梅市新町3丁目53番地の5

氏 名 医療法人社団 新町クリニック

理 事 長 高 木 敏